

大学機関別認証評価

自己評価書

令和7年6月

豊橋技術科学大学

目 次

I	大学の現況、目的及び特徴	1
II	基準ごとの自己評価	
	領域1 教育研究上の基本組織に関する基準	6
	領域2 内部質保証に関する基準	9
	領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準	21
	領域4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準	30
	領域5 学生の受入に関する基準	35
	領域6 教育課程と学習成果に関する基準	40
	基準の判断 総括表	40
	工学部	41
	工学研究科	44

I 大学の現況，目的及び特徴

1 現況

- (1) 大学名 豊橋技術科学大学
 (2) 所在地 愛知県豊橋市
 (3) 教育研究上の基本組織

学士課程	工学部
大学院課程	工学研究科

- (4) 学生数及び教員数（令和7年5月1日現在）

学生数	学部 1,282人，大学院 961人
教員数	専任教員数： 173人，助手数： 4人

2 大学等の目的

本学の目的は、学則第1条において、「豊橋技術科学大学は、教育基本法（平成18年法律第120号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき、実践的、創造的かつ指導的技術者・研究者を育成するとともに、次代を切り拓く技術科学の研究を推進すること、さらに社会的多様性を尊重し、地域社会との連携を強化することを目的とする。」と規定している。また、大学院の目的については、学則第4条の2第1項において、「博士前期課程は、学部と一貫した体系のもとに、高度の技術開発を主眼として、学際的な協力を基盤に教育研究を行うことを目的とする。」と定めるとともに、同第3項において、「博士後期課程は、専攻分野について、研究者として自立して先導的技術科学の研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。」と定めている。

この目的に基づき、各課程、専攻ごとに人材養成等に関する目的を学則で定めている。

また、令和4年度から令和9年度までの第4期中期目標において、前文で次のとおり定めている。

<中期目標>

(前文)大学の基本的な目標

豊橋技術科学大学は、技術を支える科学の探究によって新たな技術を開発する学問、「技術科学」の教育・研究を使命とし、豊かな人間性、グローバルな感性及び自然と共生する心を持つ、実践的・創造的・指導的技術者を育成するとともに、次の時代を拓くトップレベルの先端的な研究を行うことを基本理念としている。

本学の顕著な特色は、工学・技術科学に興味・関心を持つ高等学校卒業生を学部1年次（入学定員80名）に受け入れるとともに、学部3年次に、大きな編入学定員（編入学定員360名）枠を設け、技術教育を学んできた高等専門学校卒業生を受け入れ、技術科学の教育を実施している点にある。

高等専門学校卒業生を数多く受け入れる新構想により設立された本学は、高等専門学校との様々な分野での連携をミッションとしている。第4期中期目標期間においては、技術科学の基礎・専門を繰り返して、らせんのように積み上げる「らせん型教育」、社会での実践教育である「実務訓練」、「学部・大学院一貫教育」等の本学の特徴ある教育を充実・強化し、実践的・創造的・指導的な技術者を育成する。

国際化の観点から、海外拠点の戦略的活用、国際通用性のあるプログラムの実施、優れた外国人留学生の受け入れ、日本人学生の海外派遣を発展展開し、グローバルキャンパスの実現を図る。

また、開学以来、企業等との共同研究等を通じ、産学連携拠点の形成を絶対的使命の一つとしており、本学の強みである実践的な研究力をさらに強化し、産業・社会にイノベーションをもたらす最先端研究を強力に推進する。

さらには、地域との共創を積極的に推進し、本学の立地する地域は元より、高等専門学校との連携をさらに強化することにより、各高等専門学校の立地する地域の課題を解決して地域の持続的発展をアカデミアとして先導する。

<学士課程・大学院課程ごとの目的等>

(学士課程)

【機械工学課程】

機械工学の基盤となる力学、制御、システム工学、材料工学、生産加工学、エネルギー変換工学等の諸学問について基礎的知識を持ち、それらの知識を「ものづくり」に展開できる意欲と能力を持った実践的・創造的・指導的能力を備えた技術者・研究者を養成する。

【電気・電子情報工学課程】

電気・電子情報工学分野の発展を支える電気電子材料やエネルギーシステムなどの基盤技術分野や、集積化した電子デバイスやセンサー分野、無線通信システムや情報ネットワークなどの情報通信技術分野で活躍できる実践的・創造的・指導的能力を備えた技術者・研究者を養成する。

【情報・知能工学課程】

次世代の高度・大規模情報システムのための技術、生命・自然・社会の知に基づく新しい情報科学およびこれらの応用技術を修得し、あらゆる産業分野において先端情報システムの創造を担うことのできる実践力・創造力・指導力を備えた技術者・研究者を養成する。

【応用化学・生命工学課程】

応用化学・生命科学分野に関する基礎的知識を持ち、それらの知識を専門として深めることで次世代を支える技術として展開できる意欲と先端技術・知識を活用して技術的課題を解決する能力を持った実践的・創造的・指導的能力を備えた技術者・研究者を養成する。

【建築・都市システム学課程】

建築分野と社会基盤分野の専門技術をバランスよく修得し、都市・地域の建築・社会基盤施設およびそれらを取りまく環境を、将来を見据えてデザインするとともに、それらをシステムとしてマネジメントするための能力を有する実践的・創造的・指導的能力を備えた技術者・研究者を養成する。

(博士前期課程)**【機械工学専攻】**

機械工学に関する専門的知識を有し、それらを先進的なものづくりや独創的な機械・装置、システムの設計・開発に応用し得る実践的・創造的・指導的能力を備えた、グローバルに活躍できる上級技術者・研究者、持続的発展社会に貢献できる挑戦的技術者・研究者を養成する。

【電気・電子情報工学専攻】

電気・電子情報工学の発展を支える材料・プロセス技術、エネルギーシステム、集積電子デバイスおよび情報通信システムなどの技術に精通し、実践的・創造的・指導的能力、高度技術開発能力を備えた、グローバルに活躍できる上級技術者・研究者、持続的発展社会に貢献できる挑戦的技術者・研究者を養成する。

【情報・知能工学専攻】

情報・知能工学に関する網羅的かつ専門的知識を有し、それら先進的な基礎技術、ならびに応用システム構築に関する高度な技術開発・設計を行うことのできる実践的・創造的・指導的能力を備えた、グローバルに活躍できる上級技術者・研究者、持続的発展社会に貢献できる挑戦的技術者・研究者を養成する。

【応用化学・生命工学専攻】

応用化学・生命科学分野および関連分野に関する最先端の高度な専門的知識だけでなく、その周辺分野についての幅広い学識を備え、それらを総合的に活用して技術的課題を解決できる実践的・創造的・指導的能力を備えた、グローバルに活躍できる上級技術者・研究者、持続的発展社会に貢献できる挑戦的技術者・研究者を養成する。

【建築・都市システム学専攻】

都市・地域の建築・社会基盤施設およびそれらを取りまく環境を、将来を見据えてデザインするとともに、それらをシステムとしてマネジメントするための高度な能力を有する実践的・創造的・指導的能力を備えた、グローバルに活躍できる上級技術者・研究者、持続的発展社会に貢献できる挑戦的技術者・研究者を養成する。

(博士後期課程)**【機械工学専攻】**

機械工学に関する最先端の高度な専門知識と独創性豊かな研究開発能力を有し、それらを安全で快適な社会の維持・発展に役立つ機械システムとして構築できるシステムインテグレーション能力を持ち、グローバルリーダーとして活躍できる先導的研究者・高度上級技術者を養成する。

【電気・電子情報工学専攻】

電気・電子情報工学の発展を支える材料・プロセス技術、集積電子デバイス、エネルギーシステムおよび情報通信システムなどの技術に精通し、高度な研究・開発能力およびその基礎となる豊かな学識を備えた、電気・電子情報工学分野の新しい時代を切り拓くグローバルリーダーとして活躍できる高度上級研究者・技術者を養成する。

【情報・知能工学専攻】

情報・知能工学分野に関する広範囲にわたる最先端の高度な専門知識と研究開発能力，およびその基礎となる豊かな学識を備え，グローバルな視点でIT・ICTおよびその応用分野の新しい時代を切り拓くグローバルリーダーとして活躍できる高度上級研究者・技術者を養成する。

【応用化学・生命工学専攻】

応用化学・生命科学の高度な研究・開発能力および周辺分野についての幅広い最先端の高度な学識を備え，それらを統合的・発展的に活用して技術的課題を解決でき，今後の持続的発展社会の構築に求められる先導的な技術開発や応用化学・生命科学分野での先端研究開発において活躍できるだけでなく，国際舞台で十分なコミュニケーション能力をもち，世界に対して，高いレベルの研究成果を公表・発信するとともに，グローバルリーダーとして活躍できる高度上級研究者・技術者を養成する。

【建築・都市システム学専攻】

建築・社会基盤分野における幅広い知識と，高度な実践力を合わせ持つ指導的技術者であると同時に，新しい研究を自ら開拓・遂行することによって，グローバルリーダーとして活躍できる高度上級研究者・技術者を養成する。

3 特徴

【沿革】

本学は，実践的，創造的な能力を備えた指導的技術者の養成という社会的要請に応えるため，実践的な技術の開発を主眼として大学院に重点を置いた新構想大学として，昭和51年10月に開学した工学系単科大学である。

開学当初の教育組織は，学部6課程，工学研究科修士課程6専攻の構成であったが，開学10年を契機に工学研究科博士後期課程3専攻を設置し，さらに社会の要請に応えるため学部，工学研究科修士課程に2課程・2専攻を加えるとともに，工学研究科博士後期課程を4専攻に再編した。その後，平成22年度には社会産業構造の変化，グローバル化時代に対応した人材育成の要求に対応するため，学部5課程，大学院博士前期課程5専攻に再編し，さらに平成24年度から博士後期課程を5専攻に再編して現在に至っている。

【基本理念】

豊橋技術科学大学は，技術を支える科学の探究によって新たな技術を開発する学問，技術科学の教育・研究を使命とする。この使命のもと，主に高等専門学校卒業生及び高等学校卒業生等を入学者として受入れ，大学院に重点を置き，実践的，創造的かつ指導的技術者・研究者を育成するとともに，次代を切り拓く技術科学の研究を行う。さらに，社会的多様性を尊重し，地域社会との連携を強化する。これらを通じて，世界に開かれたトップクラスの工科大を目指す。

【特徴】**◆高度技術者・先導的人材の育成**

高等専門学校からの学生を主な受入対象としつつ，高等学校卒業生を1年次に受入れ，学部・大学院一貫教育により，優れた技術開発能力を備え，我が国の産業を牽引する高度な技術者，さらに広い視野と柔軟な思考力，豊かな学識を備え，グローバル時代を切り拓く研究開発能力を有する先導的な人材を育てる。

◆未来を見据えた教育研究組織

基幹産業を支える先端的技術分野と、持続的発展社会を支える先導的技術分野を2本の柱とし、工学部・大学院工学研究科が構成されている。また、高い専門性に加え、幅広い視野を持ち、社会の変化に柔軟に対応できる技術者を養成できるよう、教養教育を総括する総合教育院を設置している。

◆特色ある教育

学部1・2年次及び高等専門学校において技術教育を学んだ学生に対し、より高度な基礎・専門の技術教育をらせん型のように積み上げていく「らせん型教育」を行っている。また、学部4年次には、企業等において、実社会における技術者としての問題への取り組み方を学ぶ「実務訓練」を行っている。

◆大学院に重点を置いた教育体系

産業界の工学系学生の採用は、大学院修了生に比重を移している。本学では、大学院博士前期課程の定員を多く設定することで、相応しい能力を持つ学生に広く門戸を開き、学部・大学院一貫教育による高度な研究活動に注力した教育を推進している。

◆研究の強み

本学は開学以来、半導体を材料からチップまで、設計、試作、製造ができる施設を学内に有し、それを元に半導体センサ・デバイスの研究で世界トップクラスの実績をあげている。また教員1人当たりの民間企業との共同研究費受入額が、2020年度全国1位になるなど産学連携が活発で、ロボット、農工・医工連携など異分野融合研究に強みを持っている。

◆高等専門学校（高専）との連携

高専卒業生の進学先として開設された経緯から、全国高専との深い連携の下、技術系人材の養成に力を入れている。高専教員との教育・研究交流を推進するとともに、高専生に対する体験実習等の実践的協働教育を進めている。高専からの編入学生に対しては、高専教育からの接続性の高い教育を提供している。

◆活発な国際交流

「世界に開かれた大学」として日本人学生の海外派遣、外国人留学生の受入れ、国際共同研究等を推進し、グローバル人材の育成に力を入れている。海外拠点の設立、バイリンガル講義の実施の他、ドイツ等の欧州大学とのダブルディグリー・プログラムや、海外実務訓練等の取り組みを実施している。

◆多様な産学官連携と地域社会との連携

企業との共同研究等を通じ、産学連携拠点を形成することを使命としており、教員1人当たりの民間企業との共同研究費受入額は、ここ数年で常に全国5位以内で、特許出願件数等も多く、産業界との連携も活発である。また、地域が抱える課題解決のため、人材育成・社会人教育プログラムを開発・実施している。

II 基準ごとの自己評価

領域1 教育研究上の基本組織に関する基準

：「該当なし」

基準1-1 教育研究上の基本組織が、大学等の目的に照らして適切に構成されていること

分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
<p>【分析項目1-1-1】 学部及びその学科並びに研究科及びその専攻の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合は、その構成）が、大学及びそれぞれの組織の目的を達成する上で適切なものとなっていること</p>	<p>・自己評価書の「I 大学の現況、目的及び特徴」に記載のため、新たな資料は不要</p> <p>・前回評価以降に改組があった場合は、大学の設置等の認可申請・届出に係る提出書類の様式（別記様式第2号（その1の1）基本計画書）</p> <p>1-1-1-01 名称変更の概要</p> <p>・共同教育課程等を置いている場合は、大学間で取り交わされた協定書、教育課程の編成・実施その他運営のための協議会の設置を定める文書及びその協議会の開催状況が分かる資料</p> <p>・文部科学大臣の認定を受けている法曹養成連携協定がある場合は、大学間で取り交わされた有効な協定書</p> <p>・大学設置基準第57条等により、教育課程等に関する事項の改善に係る先導的な取組に関する特例の認定を受けている場合は、申請書（様式1）、申請計画書（様式2）、教育課程等特例認定大学等の認定等に関する規程第1条各号（第4号及び第5号を除く。）に掲げる基準に適合することを証する書類（様式3）、及び認定結果通知</p>		
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>○ 前回評価以降に大学の設置等の認可申請・届出に該当する改組を行っていないが、「根拠資料 1-1-1-1_名称変更の概要」に示すとおり、平成22年度及び24年度に改組を行った工学部環境・生命工学課程及び工学研究科環境・生命工学専攻の名称を、平成31年4月に、工学部応用化学・生命工学課程及び工学研究科応用化学・生命工学専攻に変更した。</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p>			
<p>【活動取組1-1-A】 ○ 現行制度を活用して、6つの高専（沼津、岐阜、鈴鹿、奈良、長野、富山）と本学が強みをもつ教育資源を有効活用しつつ、卒業後、地域等の社会で活躍することができる分野横断型の実践的技術者を育成するため、学生は本学と高専専攻科双方に籍を置く、国内初の取組となる連携教育プログラム（名称：先端融合テクノロジー連携教育プログラム、本プログラムを修了した者は本学から本学の学位を授与、高専からは専攻科の修了証を交付）を開設し、2020（令和2）年度から毎年学生を受け入れている。</p>	<p>1-1-A-01 連携教育プログラムに関する実施方針について</p> <p>1-1-A-02 連携教育プログラムの実施に向けた覚書</p> <p>1-1-A-03 連携教育プログラムの実施に関する協定書</p> <p>1-1-A-04 豊橋技術科学大学及び高等専門学校専攻科における連携教育プログラムに関する規程</p> <p>1-1-A-05 豊橋技術科学大学先端融合テクノロジー連携教育プログラム実施要項</p> <p>1-1-A-06 2025年度履修要覧</p>	<p>p.165～194</p>	
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p>			
<p>■ 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>			
<p>【改善を要する事項】</p>			

基準1-2 教育研究活動等の展開に必要な教員が適切に配置されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目1-2-1】 大学設置基準等各設置基準に照らして、必要な人数の教員を配置していること	・ 認証評価共通基礎データ様式【大学（専門職大学含む）用】様式1（改正前基準）		
	認証評価共通基礎データ様式【大学用】様式1		
	※基幹教員制度を導入している場合 ・ 認証評価共通基礎データ様式【大学（専門職大学含む）用】様式1（改正後基準）		
【分析項目1-2-2】 教員の年齢及び性別の構成が、著しく偏っていないこと	・ 教員の年齢別・性別内訳（別紙様式1-2-2）		
	1-2-2 教員の年齢別・性別内訳		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準1-3 教育研究活動を展開する上で、必要な運営体制が適切に整備され機能していること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目1-3-1】 教員の組織的な役割分担の下で、教育研究に係る責任の所在が明確になっていること	・ 教員組織と教育組織の対応表（別紙様式1-3-1）		
	1-3-1 教員組織と教育組織の対応表		
	・ 組織体制が確認できる規定類（学則、運営組織規定）		
	1-3-1-01 学則	第2条～第4条の2	
	・ 責任体制が確認できる規定類（学則、運営組織規定）		
	1-3-1-01 学則	第7条	再掲
	1-3-1-02 教員組織等規則	第2条第1項・第4項、第4条第1項・第2項	
【分析項目1-3-2】 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っていること	・ 規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧（別紙様式1-3-2）		
	1-3-2 規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧		
	・ 教授会等の運営規定等		
	1-3-2-01 教授会規則		
	1-3-2-02 代議員会規程		
【分析項目1-3-3】 全学的見地から、学長若しくは副学長の下で教育研究活動について審議し又は実施する組織が機能していること	・ 規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧（別紙様式1-3-3）		
	1-3-3 規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧		
	・ 運営規定等		
	1-3-3-01 教育研究評議会規則		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

II 基準ごとの自己評価

領域2 内部質保証に関する基準

：「該当なし」

基準2-1 【重点評価項目】内部質保証に係る体制が明確に規定されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目2-1-1] 大学等の教育研究活動等の質及び学生の学習成果の水準について、継続的に維持、向上を図ることを目的とした全学的な体制（以下「機関別内部質保証体制」という。）を整備していること	・内部質保証に係る責任体制等一覧（別紙様式2-1-1）		
	2-1-1 内部質保証に係る責任体制等一覧		
	・明文化された規定類		
	2-1-1-01 自己点検・評価に関する基本方針		
	2-1-1-02 自己点検・評価に関する基本方針実現のための運用について		
	2-1-1-03 大学点検・評価規則		
	2-1-1-04 組織評価実施要項		
	2-1-1-05 大学点検・評価委員会規程		
[分析項目2-1-2] それぞれの教育研究上の基本組織が、教育課程について責任をもつように質保証の体制が整備されていること	2-1-1-06 目標・評価本部規程		
	2-1-1-07 自己点検・評価に関する規則等の変更点(新旧対照表)		
	・教育研究上の基本組織一覧（別紙様式2-1-2）		
	2-1-2 教育研究上の基本組織一覧		
	・明文化された規定類		
	2-1-1-02 自己点検・評価に関する基本方針実現のための運用について	1. (1)イ, 別表1	再掲
	1-3-1-01 学則	第2条、第3条、第4条、第7条	再掲
	1-3-1-02 教員組織等規則	第2条第1項・第2項・第4項、第4条第1項・第2項	再掲
[分析項目2-1-3] 施設及び設備、学生支援並びに学生の受入に関して質保証について責任をもつ体制を整備していること	・評価実施年度における当該共同学科等の教育課程に関する報告書（関与するすべての大学の名義で作成されたもの）		
	・質保証について責任をもつ体制への構成員等の一覧（別紙様式2-1-3）		
	2-1-3 質保証について責任をもつ体制への構成員等の一覧		
	・明文化された規定類		
	2-1-1-04 組織評価実施要項	別表1	再掲
	2-1-3-01 施設マネジメント戦略本部規程		
	2-1-3-02 情報戦略本部規程		
	2-1-3-03 センター等組織規則		
	2-1-3-04 学生支援統括センター規程		
	2-1-3-05 グローバル戦略本部規程		
2-1-3-06 入試戦略本部規程			
2-1-3-07 技術科学イノベーション研究機構規則			

	2-1-3-08 高専連携地方創生機構規則		
	2-1-3-09 研究推進アドミニストレーションセンター規程		
	2-1-3-10 社会連携推進センター規程		
	2-1-3-11 ダイバーシティ推進センター規程		
	2-1-3-12 広報戦略本部規程		
	2-1-1-06 目標・評価本部規程		再掲
	2-1-3-13 経営戦略IR本部規程		
	2-1-3-14 SDGs推進本部規程		
	2-1-3-15 危機・安全衛生管理本部規程		
	2-1-3-16 基金室要項		
	2-1-3-17 卒業生連携室設置要項		
	2-1-3-18 組織通則		
	2-1-3-19 附属図書館規則		
	2-1-3-20 理事・副学長等の職務分掌2025		
【分析項目2-1-4】 研究活動、地域貢献活動又は教育の国際化の組織的取組が行われている場合には、その質保証について責任をもつ体制を整備していること（より望ましい取組として分析）	・研究活動、地域貢献活動及び教育の国際化の組織的取組の質保証について責任をもつ体制への構成員等の一覧（別紙様式2-1-4）		
	・明文化された規定類		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準2-2 【重点評価項目】内部質保証のための手順が明確に規定されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目2-2-1] それぞれの教育課程について、以下の事項を機関別内部質保証体制が確認する手順を有していること (1) 学位授与方針が大学等の目的に則して定められていること (2) 教育課程方針が大学等の目的及び学位授与方針と整合性をもって定められていること (3) 学習成果の達成が授与する学位に相応しい水準になっていること	・明文化された規定類		
	2-1-1-04 組織評価実施要項	別表1, 別表2	再掲
	2-2-1-01 組織等評価実施スケジュール(令和2年度実施)		
	2-2-1-02 組織等評価 自己点検評価書(令和2年度実施)		
	2-2-1-03 組織等評価 評価結果報告書(令和2年度実施)		
	2-2-1-04 大学院自己点検・評価 実施スケジュール(令和6年度実施)		
	2-2-1-05 大学院自己点検・評価 自己点検書(令和6年度実施)		
[分析項目2-2-2] 教育課程ごとの点検・評価において、領域6の各基準に照らした判断を行うことが定められていること	・教育課程における評価の内容を規定する規定類一覧(別紙様式2-2-2)		
	2-2-2 教育課程における評価の内容を規定する規定類一覧		
	・明文化された規定類		
	2-1-1-04 組織評価実施要項	別表2	再掲
	2-2-1-01 組織等評価実施スケジュール(令和2年度実施)		再掲
	2-2-1-02 組織等評価 自己点検評価書(令和2年度実施)		再掲
	2-2-1-03 組織等評価 評価結果報告書(令和2年度実施)		再掲
[分析項目2-2-3] 施設及び設備、学生支援、学生の受入に関して行う自己点検・評価の方法が明確に定められていること	・自己点検・評価の実施時期、評価方法を規定する規定類一覧(別紙様式2-2-3)		
	2-2-3 自己点検・評価の実施時期、評価方法を規定する規定類一覧		
	・明文化された規定類		
	2-1-1-04 組織評価実施要項	別表2	再掲
	2-2-1-01 組織等評価実施スケジュール(令和2年度実施)		再掲
	2-2-1-02 組織等評価 自己点検評価書(令和2年度実施)		再掲
	2-2-1-03 組織等評価 評価結果報告書(令和2年度実施)		再掲
[分析項目2-2-4] 機関別内部質保証体制において、関係者(学生、卒業(修了)生、卒業(修了)生の主な雇用者等)から意見を聴取する仕組みを設けていること	・意見聴取の実施時期、内容等一覧(別紙様式2-2-4)		
	2-2-4 意見聴取の実施時期、内容等一覧		
	・明文化された規定類		
	2-1-1-01 自己点検・評価に関する基本方針		再掲
	2-1-1-02 自己点検・評価に関する基本方針実現のための運用について	別表	再掲

【分析項目2-2-5】 機関別内部質保証体制において共有、確認された自己点検・評価結果（設置計画履行状況等調査において付される意見等、監事、会計監査人からの意見、外部者による意見及び当該自己点検・評価を基に受審した第三者評価の結果を含む。）を踏まえた対応措置について検討、立案、提案する手順が定められていること	・検討、立案、提案の責任主体一覧（別紙様式2-2-5）		
	2-2-5 検討、立案、提案の責任主体一覧		
	・明文化された規定類		
【分析項目2-2-6】 機関別内部質保証体制において承認された計画を実施する手順が定められていること	2-1-1-04 組織評価実施要項	第15条	再掲
	・実施の責任主体一覧（別紙様式2-2-6）		
	2-2-6 実施の責任主体一覧		
【分析項目2-2-7】 機関別内部質保証体制において、その決定した計画の進捗を確認するとともに、その進捗状況に応じた必要な対処方法について決定する手順が定められていること	・明文化された規定類		
	2-1-1-04 組織評価実施要項	第15条第2項	再掲
	2-1-1-04 組織評価実施要項	第16条	再掲
【特記事項】 ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 【分析項目2-2-1】 ○ 教育課程に係る組織評価のうち、大学院（各専攻）における自己点検・評価については、第4期中期計画において3年に一度実施することを掲げ、教育戦略本部が中心となり各専攻の自己評価書を取りまとめを行い、大学点検・評価委員会が評価結果報告書をまとめている。 ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準2-3 【重点評価項目】 内部質保証が有効に機能していること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目2-3-1] 自己点検・評価の結果を踏まえて決定された対応措置の実施計画に対して、計画された取組が成果を上げていること、又は計画された取組の進捗が確認されていること、あるいは、取組の計画に着手していることが確認されていること	・計画等の進捗状況一覧（別紙様式2-3-1） 2-3-1 計画等の進捗状況一覧		
	・該当する報告書等 2-3-2-01 学長と部局長等、学生とのヒアリング実施状況について		
[分析項目2-3-2] 機関別内部質保証体制の中で、点検に必要な情報を体系的、継続的に収集、分析する取組を組織的に行っており、その取組が効果的に機能していること（より望ましい取組として分析）	・該当する報告書等 2-3-3-01 附属図書館利用者アンケート2021実施報告 2-3-3-02 附属図書館利用者アンケート2021に係る対応		
	・領域4、5、6の各基準に関して学生等が主体的に作成し、機関別内部質保証体制として確認した報告書等を添付文書とすることができる。		
[分析項目2-3-3] 機関別内部質保証体制の中で、学生・卒業生を含む関係者からの意見を体系的、継続的に収集、分析する取組を組織的に行っており、その意見を反映した取組を行っていること（より望ましい取組として分析）	・該当する報告書等 2-3-4-01 JABEE技術者教育プログラム認定審査結果(機械工学プログラム) 2-3-4-02 JABEE技術者教育プログラム認定審査結果(電気・電子情報工学プログラム) 2-3-4-03 JABEE技術者教育プログラム認定審査結果(情報・知能工学プログラム) 2-3-4-04 JABEE技術者教育プログラム認定審査結果(応用化学・生命工学プログラム) 2-3-4-05 JABEE技術者教育プログラム認定審査結果(建築・都市システム学課程 建築プログラム) 2-3-4-06 JABEE技術者教育プログラム認定審査結果(建築・都市システム学課程 社会基盤プログラム) 2-3-4-07 第3期中期目標期間に係る業務の実績に関する評価結果 2-3-4-08 中期目標の達成状況に関する評価結果		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 [分析項目2-3-3] ○ 新型コロナウイルス感染症の影響により減少していた入館者数及び施設貸出件数について、令和3年度に利用者に対しアンケートを行い、その中で要望が多かった24時間開館について、本学の活動基準に準拠しつつ再開したことにより、以後ともに回復傾向にある。令和6年度には入館者数は改修前の平成28年度の1.8倍、施設貸出件数は7.6倍となり、教育研究活動を支える組織として利用者の意見を取り入れ改善を行い、有効に機能している。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
[活動取組2-3-A] ○ 自己点検・評価に関する基本方針実現のための運用についての別紙2で掲げるとおり、組織として、学生から体系的、継続的に意見を収集し、改善に役立てるようにしている。	2-1-1-01 自己点検・評価に関する基本方針		再掲
	2-1-1-02 自己点検・評価に関する基本方針実現のための運用について	別紙2	再掲

<p>【活動取組2-3-B】</p> <p>○ 本学のJABEEへの取組として、国際的通用性のある技術者教育の質を保証するため、JABEEのプログラムを学部全課程に展開することとし、法人化前から現在に至るまで工学部の全課程においてJABEE認定を受けてきた歴史がある。この認定プログラム修了生はワシントンアコードの加盟国において、大学卒業資格を与えられることから、留学生の関心も高く、外国人留学生の獲得にも繋がっている。</p>	2-3-4-01 JABEE技術者教育プログラム認定審査結果(機械工学プログラム)		再掲
	2-3-4-02 JABEE技術者教育プログラム認定審査結果(電気・電子情報工学プログラム)		再掲
	2-3-4-03 JABEE技術者教育プログラム認定審査結果(情報・知能工学プログラム)		再掲
	2-3-4-04 JABEE技術者教育プログラム認定審査結果(応用化学・生命工学プログラム)		再掲
	2-3-4-05 JABEE技術者教育プログラム認定審査結果(建築・都市システム学課程 建築プログラム)		再掲
	2-3-4-06 JABEE技術者教育プログラム認定審査結果(建築・都市システム学課程 社会基盤プログラム)		再掲
	2-3-B-01 JABEE実地検査の受審結果への対応について		
<p>【活動取組2-3-C】</p> <p>○ 学部全課程のみならず、大学院博士前期課程・博士後期課程の全専攻においても、JABEEの認定申請に係る自己点検項目の評価の観点の準用し、自己評価を行っている。</p>	2-2-1-06 大学院自己点検・評価 評価結果報告書(令和6年度実施)		再掲
<p>【活動取組2-3-D】</p> <p>○ 学長が特に必要と認めた事業等に関して、重点的に取組む機関として置く本部等(高専連携地方創生機構、学生支援統括センター、施設マネジメント戦略本部 等)については、毎年度、当該本部等の長等で組織する戦略企画会議の場で、学長が事業の実施状況等についてモニタリング(ヒアリング)を行っており、その課題等について当該本部等だけの問題ではなく、全学的な共通課題である認識を持たせる機会としている。</p>	2-3-D-01 2024年度各本部等で取り組む重点事項等(会議資料抜粋)		
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p> <p>■ 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p> <p>○ 学部全課程のみならず、大学院博士前期課程・博士後期課程の全専攻においても、JABEEの認定申請に係る自己点検項目の評価の観点の準用し、自己評価を行っている。</p> <p>○ 学長が特に必要と認めた事業等に関して、重点的に取組む機関として置く本部等(高専連携地方創生機構、学生支援統括センター、施設マネジメント戦略本部 等)については、毎年度、当該本部等の長等で組織する戦略企画会議の場で、学長が事業の実施状況等についてモニタリング(ヒアリング)を行っている点、及びその課題等について当該本部等だけの問題ではなく、全学的な共通課題である認識を持たせる機会としている。</p>			
<p>【改善を要する事項】</p>			

基準2-4 教育研究上の基本組織の新設や変更等重要な見直しを行うにあたり、大学としての適切性等に関する検証が行われる仕組みを有していること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目2-4-1] 学部又は研究科その他教育研究上の組織の新設・改廃等の重要な見直しを行うにあたり、機関別内部質保証体制で当該見直しに関する検証を行う仕組みを有していること	・明文化された規定類		
	2-4-1-01 役員会規則		
	2-4-1-02 戦略企画会議規則	第4条第2号	
	1-3-3-01 教育研究評議会規則	第4条第3号、第9号	再掲
	・新設や改廃に関する機関別内部質保証体制で審議された際の議事録と当該関係資料		
	2-4-1-03 役員会、戦略企画会議、教育研究評議会議事要録		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準2-5 組織的に、教員の質及び教育研究活動を支援又は補助する者の質を確保し、さらにその維持、向上を図っていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目2-5-1] 教員の採用及び昇格等にあって、教育上、研究上又は実務上の知識、能力及び実績に関する判断の方法等を明確に定め、実際にその方法によって採用、昇格させていること	・教員の採用・昇任の状況（過去5年分）（別紙様式2-5-1）		
	2-5-1 教員の採用・昇任の状況(過去5年分)		
	・明文化された規定類		
	2-5-1-01 教員選考基準		
	2-5-1-02 教員選考基準取扱い		
	2-5-1-03 教員選考手続要領		
	2-5-1-04 工学研究科担当教員資格審査要領		
	・学士課程における教育上の指導能力に関する評価の実施状況が確認できる資料		
	2-5-1-05 教員採用等候補者推薦報告書等		
	・大学院課程における教育研究上の指導能力（専門職学位課程にあっては教育上の指導能力）に関する評価の実施状況が確認できる資料		
2-5-1-05 教員採用等候補者推薦報告書等			再掲
[分析項目2-5-2] 教員の教育活動、研究活動及びその他の活動に関する評価を継続的に実施していること	・教員業績評価の実施状況（別紙様式2-5-2）		
	2-5-2 教員業績評価の実施状況		
	・明文化された規定類		
	2-5-2-01 教育職員個人評価実施要項		
	・教員の業績評価の内容、実施方法、実施状況が確認できる資料（実施要項、業績評価結果の報告書等）		
	2-5-2-01 教育職員個人評価実施要項		
2-5-2-02 教員業績データ分析公開2024			

<p>[分析項目2-5-3] 評価の結果、把握された事項に対して評価の目的に則した取組を行っていること</p>	・評価結果に基づく取組（別紙様式2-5-3）		
	2-5-3 評価結果に基づく取組		
	・反映される規定がある場合は明文化された規定類		
	2-5-3-01 年俸制適用職員業績評価実施要項	第1条, 第9条	
	2-5-3-02 年俸制適用職員給与規程	第7条	
	2-5-3-03 新年俸制適用職員業績評価実施要項	第11条	
	2-5-3-04 新年俸制適用職員給与規程	第11条	
	2-5-3-05 2号評価額に関する細則		
	2-5-2-01 教育職員個人評価実施要項	第2条, 第10条	再掲
	2-5-3-06 事務局職員人事評価実施要領	P.4(6) 評価結果の活用	
	2-5-3-07 職員期末手当及び勤勉手当支給細則		
	・教員の業績評価の内容、実施方法、実施状況が確認できる資料（業績評価に関連する規定、実施要項、業績評価結果の報告書等）		
	2-5-2-01 教育職員個人評価実施要項		再掲
	2-5-3-01 年俸制適用職員業績評価実施要項		再掲
2-5-3-03 新年俸制適用職員業績評価実施要項		再掲	
・継続的に研究成果を創出するために必要な措置や処遇等に関する規定がある場合は明文化された規定類			
<p>[分析項目2-5-4] 授業の内容及び方法の改善を図るためのファカルティ・ディベロップメント（FD）を組織的に実施していること</p>	・FDの内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式2-5-4）		
	2-5-4 FDの内容・方法及び実施状況一覧		
	2-5-4-01 FDに関する活動方針		
	2-5-4-02 2024年度FD活動		
	2-5-4-03 2024年度FD年間事業計画		
	2-5-4-04 2023年度卒業・修了予定者アンケート結果に基づいた対応について		
	2-5-4-05 2024年度前期授業評価アンケート及び授業のふりかえりの実施結果について		

<p>[分析項目2-5-5] 教育活動を展開するために必要な教育支援者や指導補助者（教育補助者）が配置され、それらの者が適切に活用されていること</p>	・教育支援者、指導補助者（教育補助者）一覧（別紙様式2-5-5）		
	2-5-5 教育支援者、指導補助者(教育補助者)一覧		
	・教務関係等事務組織図及び事務職員の事務分掌、配置状況が確認できる資料		
	2-5-5-01 事務局組織図	資料のうち教務課（入試室含む）、学生課	
	2-5-5-02 事務局職員配置状況	同上	
	2-5-5-03 事務組織規則	同上	
	2-5-5-04 事務分掌規程	同上	
	・教育活動に関わる技術職員、図書館専門職員等の配置状況が確認できる資料		
	2-5-5-01 事務局組織図	資料のうち研究推進課学術情報室、同技術支援係	再掲
	2-5-5-02 事務局職員配置状況	同上	再掲
	2-5-5-03 事務組織規則	同上	再掲
	2-5-5-04 事務分掌規程	同上	再掲
	・演習、実験、実習又は実技を伴う授業を補助する助手等の配置状況、活用状況が確認できる資料		
	2-5-5-05 助手の授業配置等状況		
	・指導補助者（教育補助者）を配置している場合は、その定義・業務内容や採用等に係る手続きに関する規定、配置状況及び活用状況が確認できる資料		
2-5-5-06 TA実施要領			
2-5-5-07 TA研修会資料			
2-5-5-08 2024TA研修会出席者状況			
2-5-5-05 助手の授業配置等状況		再掲	
2-5-5-09 TA配置状況(系・院別)			
<p>[分析項目2-5-6] 教育活動を展開するために必要な教育支援者や指導補助者（教育補助者）が担当する業務に応じて、研修の実施など必要な質の維持、向上を図る取組を組織的に実施していること</p>	・教育支援者等に対する研修等内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式2-5-6）		
	2-5-6 教育支援者等に対する研修等内容・方法及び実施状況一覧		
	・指導補助者（教育補助者）に対してのマニュアルや研修等内容、実施状況が確認できる資料		
	2-5-5-06 TA実施要領		再掲
2-5-5-07 TA研修会資料		再掲	
2-5-5-08 2024TA研修会出席者状況		再掲	
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
<p>[分析項目2-5-1] ○ 教育研究上の指導能力については、教員選考の際に履歴書、教育研究業績書を提出させ、教員推薦委員会において、教育研究分野の適合性や研究業績、教育実績、人物等を書面及び面接により評価している。 ○ また、大学院担当については、「大学院工学研究科教員資格審査に関する申合せ」を定め、履歴及び教育研究業績に基づき、担当する専攻、分野において大学院を担当する資格があるか適正を審査している。</p>			

<p>[分析項目2-5-3] ○ 月給制の教員において評価が低い場合、当該教員に対し所属長等による口頭指導を行っている。</p>		
<p>[分析項目2-5-4] ○ FD活動のうち、卒業生・修了生の教育成果等アンケートの実施については、情報共有及び実施対策等することで、授業の内容及び方法改善に役立っている。</p>		
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p>		
<p>[活動取組2-5-A] ○ 本学の教育研究の水準を維持するために、開学当初から、教員の採用及び昇格のために、大学設置基準に規定する教員の資格に基づき教員選考基準を定めるとともに、さらに教育研究の水準を維持するための教員の選考基準に関する申合せを定めている。(教授：大学等における研究又は教育歴、准教授・講師：博士の学位を有する者等)</p>	2-5-1-01 教員選考基準	再掲
	2-5-1-02 教員選考基準取扱い	再掲
<p>[活動取組2-5-B] ○ 教育研究を活性化するため、研究者の継続性と流動性を促進する観点から、助教、講師・准教授にテニユアトラック制を導入している。テニユア審査は採用から5年目以内に実施し、合格すればテニユア教員となる。</p>	2-5-B-01 教員任期規程	
	2-5-B-02 新しい人事制度・選考プロセスに関する申し合わせ	
<p>[活動取組2-5-C] ○ 教員の個人評価については、平成18年度に試行し、平成19年度から、継続して毎年度実施している。 ○ 評価領域は、教育、研究、社会貢献及び管理・運営の4領域について、平成22年度以降、毎年度実施している。(平成20、21年度は教育領域のみ) ○ 評価は、業績等により点数化できる評価項目と自己点検の評価項目で構成され、専門分野等を考慮し、自己点検の評価項目については、人事委員会においてピアレビューを取り入れている。 ○ 評価結果の分布及び業績データ(平均値・最大値)の分布についても、平成23年度から継続して学内に公開している。</p>	2-5-2-01 教育職員個人評価実施要項	再掲
	2-5-2-02 教員業績データ分析公開2024	再掲
<p>[活動取組2-5-D] ○ 研究(産学連携)活動による財務上の貢献、教育、社会貢献活動の活性化に特に顕著であった者に対する表彰及び特別貢献手当の支給制度を設けて実施している。 ○ 研究(産学連携)活動については、外部資金を獲得し、その間接経費等の額が役員会の議を定める額以上となった者に対して、教育活動については、本学の教育の活性化に特に顕著な貢献があった者(教育制度委員会の選考結果に基づき学長が選考した者)に対して、社会貢献活動については、社会・地域の活性化に特に顕著な貢献があった者(社会連携推進センターの選考結果に基づき学長が選考した者)に対して、表彰及び特別貢献手当を支給している。 ○ 特別貢献手当の支給実績は次のとおり。 (研究活動)</p>	2-5-D-01 特別貢献手当支給細則	

<p>R6年度：表彰13名，特別貢献手当129名 R5年度：表彰12名，特別貢献手当97名 R4年度：表彰4名，特別貢献手当139名 (教育活動) R6年度：表彰7名，特別貢献手当97名 R5年度：表彰7名，特別貢献手当0名 R4年度：表彰7名，特別貢献手当7名 (社会貢献活動) R6年度：表彰2名，特別貢献手当148名 R5年度：表彰3名，特別貢献手当0名 R4年度：表彰1名，特別貢献手当1名</p>	<p>2-5-D-02 研究・教育・社会貢献活動等表彰要項</p>		
<p>[活動取組2-5-E] ○ 教育職員として個人の研究・教育レベルの向上・発展に資するとともに，大学・大学院自体の教育研究能力を高め，学術の国際交流，産学官連携の推進に資すること，さらに若手教育職員に研究等の研鑽の場を与えることにより，科学技術関係人材の養成・確保に資することを目的とするサバティカル制度を導入している。 R6年度実績：1名</p>	<p>2-5-E-01 サバティカル研修実施細則</p>		
<p>○ 本学の教育・研究・産学連携等を一層推進し，教員等が組織の壁を越えて複数の組織において活躍できる環境を整備するため，本学の人事制度改革の一環としてクロスアポイントメント制度を導入している。 R6年度実績：11名</p>	<p>2-5-E-02 クロスアポイントメント制度に関する規程</p>		
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】 ○ 研究（産学連携）活動による財務上の貢献，教育，社会貢献活動の活性化に特に顕著であった者に対する表彰及び特別貢献手当の支給制度を設け，実施している。</p>			
<p>【改善を要する事項】</p>			

II 基準ごとの自己評価

領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準

：「該当なし」

基準3-1 財務運営が大学等の目的に照らして適切であること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目3-1-1】 毎年度、財務諸表等について法令等に基づき必要な手続きを経ていること	・直近年度の財務諸表 3-1-1-01 令和6事業年度財務諸表		
	・上記財務諸表に係る監事、会計監査人の監査報告書 3-1-1-02 監事の監査報告書(令和6事業年度)		
	3-1-1-03 独立監査人の監査報告書(令和6事業年度)		
【分析項目3-1-2】 教育研究活動に必要な予算を配分し、経費を執行していること	・予算・決算の状況(過去5年間分)が分かる資料(別紙様式3-1-2)		
	3-1-2 予算・決算の状況(過去5年間分)が分かる資料		
	・分析の手順に示された理由がある場合に、その理由を記載した書類 3-1-2-01 乖離理由書		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準3-2 管理運営のための体制が明確に規定され、機能していること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目3-2-1】 大学の管理運営のための組織が、適切な規模と機能を有していること	・管理運営のための組織（法人の役員会、経営協議会、教育研究評議会等が、法人としての業務以外で大学の教育研究活動に係る運営において役割を有する場合は、それらを含む。）の設置、構成等が確認できる資料（根拠となる規定を含む。）		
	3-2-1-01 豊橋技術科学大学組織図		
	2-1-3-18 組織通則	第14条～第17条	再掲
	2-4-1-01 役員会規則		再掲
	3-2-1-03 経営協議会規則		
	1-3-3-01 教育研究評議会規則		再掲
	2-4-1-02 戦略企画会議規則		再掲
	・大学の学長と大学を設置する法人の長が異なる場合は、責任の内容と所在が確認できる資料		
	・役職者の名簿		
	1-3-1-03 2025年度役員等一覧		再掲
3-2-1-04 2025諸会議構成員名簿			
【分析項目3-2-2】 法令遵守に係る取組及び危機管理に係る取組のための体制が整備されていること	・法令遵守事項一覧（別紙様式3-2-2） ・危機管理体制等一覧（別紙様式3-2-2）		
	3-2-2 法令遵守事項、危機管理体制等一覧		
	3-2-2-01 安全衛生ハンドブック		
	3-2-2-02 安全衛生ハンドブック(英語版)		
【分析項目3-2-3】 研究の実施に関して高等教育機関として相応しい規程、方針等が整備され、優れた成果を上げていること（より望ましい取組として分析）	・研究の実施に関する方針等一覧（別紙様式3-2-3） ・研究の支援・推進制度等一覧（別紙様式3-2-3）		
	・研究の実施に関する方針等の内容を示す資料		
	・研究の支援・推進制度等によって優れた成果が得られていることを示す資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			

<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p>			
<p>【活動取組3-2-A】 ○ 戦略企画会議は学長、理事、副学長、事務局長、学長特別補佐等で構成し、本学の管理運営等に関する重要事項の企画、立案並びに執行方法を検討する組織として、拡大役員会的な役割を担っている。</p>	3-2-1-01 豊橋技術科学大学組織図		再掲
	2-1-3-18 組織通則	第14条, 第15条, 第16条, 第17条	再掲
	2-4-1-02 戦略企画会議規則		再掲
<p>【活動取組3-2-B】 ○ 本法人業務の重要事項について、学長の諮問に応じて助言又は提言を行う、学外の有識者で構成するアドバイザー会議を設置している。</p>	2-1-3-18 組織通則	第17条の2	再掲
	3-2-B-01 アドバイザー会議規則		
	2-3-1 計画等の進捗状況一覧		再掲
<p>【活動取組3-2-C】 ○ 学長が特に必要と認めた事業等に関して、重点的に取り組む機関として、機構、センター、本部を設置している。 ○ 機構、センター、本部は理事・副学長又は副学長が長となり、管理運営に係る企画、立案、調整等を行っている。現在、2機構（イノベーション研究機構、高専連携地方創生機構）、4センター（ダイバーシティ推進センター、社会連携推進センター、研究推進アドミニストレーションセンター、学生支援統括センター、産学共創キャリア教育センター）、9本部（広報戦略本部、施設マネジメント戦略本部、危機・安全衛生管理本部、情報戦略本部、経営戦略IR本部、目標・評価本部、SDGs推進本部、入試戦略本部、グローバル戦略本部）を設置している。 ○ これら機構、センター、本部等の活動計画（検証含む）については、毎年度、戦略企画会議において、ヒアリングを行っている。 ○ また、寄附収入の増加に向け、基金の管理・運営体制を強化するため「基金室」を、同窓会と連携して卒業生との繋がりを強化するため「卒業生連携室」を、開学50周年記念事業推進のための「50周年記念事業」を設置している。</p>	2-1-3-18 組織通則		再掲
	2-3-1 計画等の進捗状況一覧		再掲
	2-1-1-02 自己点検・評価に関する基本方針実現のための運用について		再掲
	2-3-D-01 2024年度各本部等で取り組む重点事項等(会議資料抜粋)		再掲
<p>【活動取組3-2-D】 ○ 法人化以前から教職員の意思疎通及び連絡調整を図る教職員連絡会を設けており、年複数回開催している。</p>	3-2-D-01 教職員連絡会規則		
	3-2-D-02 教職員連絡会議題一覧		
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>			
<p>【改善を要する事項】</p>			

基準3-3 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目3-3-1】 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること	・管理運営に係る組織一覧（部署ごとの人数（分析項目2-5-5教育支援者を含む。））（別紙様式3-3-1）		
	3-3-1 事務組織一覧		
	・根拠となる規定類		
	2-1-3-18 組織通則	第21条	再掲
	2-5-5-03 事務組織規則		再掲
	2-5-5-04 事務分掌規程		再掲
	3-3-1-01 事務連絡協議会規程		
【分析項目3-3-2】 教育の国際化を推進する組織を有する場合は、当該組織が優れた機能を有し、成果を上げていること（より望ましい取組として分析）	・管理運営に係る組織の組織図		
	2-5-5-01 事務局組織図		再掲
	・教育の国際化を推進する組織一覧（別紙様式3-3-2）		
	・根拠となる規定類		
	・優れた成果が分かる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
【分析項目3-3-1】 ○ 学長のもと、平成18年3月に「豊橋技術科学大学事務改革大綱」を制定し、以後、中期目標・中期計画期間に合わせ、第2次（平成22～27年度）、第3次（平成28～令和3年度）、第4次（令和4年～）の大綱を定め、具体的な取組として、「事務改革アクションプラン」を掲げ、事務改革を推進している。 「豊橋技術科学大学事務改革大綱（第4次）」では、組織のために人があるのではなく、人のために組織があり、組織は、構成員の多様性を活かすためのものであるべきという「人間第一主義を実現する事務改革」をコンセプトとし、組織改革、人材育成、働き方改革の観点で事務改革を推進するとともに、取組状況について令和6年度終了時に中間評価、令和9年度終了時に最終評価を実施し検証し、評価後に戦略企画会議に報告するとともに公式ウェブサイトに結果を公表している。 ○ このアクションプランの検証は、自己点検・評価の一つとして位置付けている。	3-3-1-02 第4次事務改革大綱		
	3-3-1-03 事務改革について		
	3-3-1-04 事務改革アクションプラン中間評価検証結果		
	2-1-1-04 組織評価実施要項	第5条	再掲
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 【活動取組3-3-1】 ○ 事務改革大綱を定め、10年以上継続して事務改革に取り組んでいるとともに、令和6年度終了時に中間評価、令和9年度終了時に最終評価を実施し検証し、評価後に戦略企画会議に報告することとしており、自己点検・評価の一つとして位置付け、その結果を公表している。			
【改善を要する事項】			

基準3-4 教員と事務職員等との役割分担が適切であり、これらの者の間の連携体制が確保され、能力を向上させる取組が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目3-4-1] 教員と事務職員等とが適切な役割分担の下、必要な連携体制を確保していること	・教職協働の状況（別紙様式3-4-1）		
	3-4-1 教職協働の状況		
	・根拠となる規定類		
	2-1-3-12 広報戦略本部規程	第2条	再掲
	2-1-3-15 危機・安全衛生管理本部規程	第2条	再掲
	2-1-3-11 ダイバーシティ推進センター規程	第2条	再掲
	2-1-1-06 目標・評価本部規程	第4条	再掲
	2-1-3-13 経営戦略IR本部規程	第2条	再掲
	2-1-3-14 SDGs推進本部規程	第2条	再掲
	2-1-3-04 学生支援統括センター規程	第4条	再掲
	3-4-1-01 安全衛生委員会規程	第3条	
	3-4-1-02 ハラスメント防止対策委員会規程	第2条	
	3-4-1-03 個人情報管理規程	第12条	
	3-4-1-04 研究インテグリティの確保に関する規程	第8条	
	3-4-1-05 大学発ベンチャー認定委員会細則	第3条	
	3-4-1-06 情報基盤委員会規程	第2条	
	3-4-1-07 教育戦略本部規程	第2条	
	3-4-1-08 教務委員会規程	第2条	
	3-4-1-09 実務訓練実施委員会規程	第2条	
	2-1-3-06 入試戦略本部規程	第2条	再掲
	3-4-1-10 入学試験委員会規程	第2条	
	3-4-1-11 学生生活委員会規程	第2条	
	3-4-1-12 日本学生支援機構奨学金返還免除候補者選考委員会規程	第2条	
2-1-3-16 基金室要項	第2条	再掲	
3-4-1-13 開学50周年記念事業実施委員会規程	第2条		
2-1-3-17 卒業生連携室設置要項	第2条	再掲	
3-4-1-14 労務委員会規程	第3条		
[分析項目3-4-2] 管理運営に従事する教職員の能力の質の向上に寄与するため、スタッフ・ディベロップメント（SD）を実施していること	・SDの内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式3-4-2）		
	3-4-2 SDの内容・方法及び実施状況一覧		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準3-5 財務及び管理運営に関する内部統制及び監査の体制が機能していること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目3-5-1] 監事が適切な役割を果たしていること	・ 監事に関する規定		
	2-1-3-18 組織通則		再掲
	3-5-1-01 監事監査規程		
	3-5-1-02 監事監査実施細則		
	・ 監事による監査の実施状況を確認できる資料（直近年度の監事監査計画書、監事監査報告書、監事による意見書等）		
	3-5-1-03 監事監査計画		
	3-1-1-02 監事の監査報告書(令和6事業年度)		再掲
	3-5-1-04 監事監査の状況について		
	・ 監事が置かれていない場合は、直近年度の地方自治体における監査委員等の監査結果		
[分析項目3-5-2] 法令の定めに従って、会計監査人による監査が実施されていること	・ 会計監査人の監査の内容・方法が確認できる資料（直近年度の監査計画書等）		
	3-5-2-01 監査計画概要説明書		
	・ 財務諸表等の監査の実施状況を確認できる資料（直近年度の会計監査人による監査報告書等）		
	3-1-1-03 独立監査人の監査報告書(令和6事業年度)		再掲
[分析項目3-5-3] 独立性が担保された主体により内部監査を実施していること	・ 組織図又は関係規定（独立性が担保された主体であることが確認できるもの）		
	3-2-1-01 豊橋技術科学大学組織図		再掲
	3-5-3-01 業務方法書	第21条第6項, 第24条	
	3-5-3-02 監査室設置要項		
	・ 内部監査に関する規定		
	3-5-3-03 内部監査規程		
	3-5-3-04 内部監査実施細則		
	・ 監査の実施状況等が確認できる資料（直近年度の内部監査報告書等）		
	3-5-3-05 内部監査計画		
	3-5-3-06 内部監査結果(定期監査・財務会計監査)		
[分析項目3-5-4] 監事を含む各種の監査主体と大学の管理運営主体との間で、情報共有を行っていること	・ 監査の連携状況が具体的に確認できる資料（直近年度の協議、意見交換の議事録等）		
	3-5-4-01 監事と学長等との意見交換会について(実施状況)		
	3-5-4-02 会計監査人との意見交換会等について(実施状況)		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
【分析項目3-5-3】			
○ 業務方法書第24条（本法人は、内部監査を担当する組織を設置し、…）に則り、内部監査を行う監査室を、他の組織とは独立し、学長の直下に設置している。また、監査室職員の独立性については第21条第6項（本法人は、監事監査の円滑かつ適切な実施のため、以下の事項が確保されるよう、適切な措置を講じるものとする。…（6）監査に関する業務の支援に従事する職員の独立性）に則り、監査室の職員を事務局及びその他の組織とは独立して、専属で配置し、その独立性を担保している。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準3-6 大学の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目3-6-1】 法令等が公表を求める事項を公表していること	・法令が定める教育研究活動等についての情報の公表状況一覧（別紙様式3-6-1）		
	3-6-1 法令が定める教育研究活動等についての情報の公表状況一覧		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
○ 法令等が公表を求める事項のうち「各教員が有する業績」については、大学公式ウェブサイトと、科学技術振興機構が運営するデータベース型研究者総覧「researchmap」を連携させている。			
○ このresearchmapは、毎年度実施する教員個人評価でも活用しており、各教員に対し毎年度必ず各自の業績内容を更新（見直し）させ、また担当事務が更新を確認することで、常に新しい情報を公開する仕組みができています。（なお、教員個人評価の対象でない教員もいることから、大学公式ウェブサイトの教員紹介ページに直接業績を記載することも可としており、大学として公開の仕方は教員各自に任せている。）			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準

：「該当なし」

基準4-1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目4-1-1] 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備を法令に基づき整備していること	・ 認証評価共通基礎データ様式【大学（専門職大学含む）用】様式1（改正前基準）		
	認証評価共通基礎データ様式【大学用】様式1		再掲
	※基幹教員制度を導入している場合 ・ 認証評価共通基礎データ様式【大学（専門職大学含む）用】様式1（改正後基準）		
	・ 夜間の授業又は2以上のキャンパスでの教育の実施状況一覧（別紙様式4-1-1）		
	4-1-1 夜間の授業又は2以上のキャンパスでの教育の実施状況一覧		
[分析項目4-1-2] 法令が定める実習施設等が設置されていること	・ 附属施設等一覧（別紙様式4-1-2）		
	4-1-2 附属施設等一覧		
[分析項目4-1-3] 施設・設備における安全性について、配慮していること	・ 施設・設備の耐震化、バリアフリー化等の整備状況及び安全・防犯面への配慮の状況（別紙様式4-1-3）		
	4-1-3 施設・設備の耐震化、バリアフリー化等の整備状況及び安全・防犯面への配慮状況		
[分析項目4-1-4] 教育研究活動を展開する上で必要なICT環境を整備し、それが有効に活用されていること	・ 学術情報基盤実態調査（コンピュータ及びネットワーク編）等		
	4-1-4-01 学術情報基盤実態調査(コンピュータ及びネットワーク編)		
[分析項目4-1-5] 大学組織の一部としての図書館において、教育研究上必要な資料を利用可能な状態に整備し、有効に活用されていること	・ 学術情報基盤実態調査（大学図書館編）		
	4-1-5-01 学術情報基盤実態調査(大学図書館編)		
[分析項目4-1-6] 自習室、グループ討議室、情報機器室、教室・教育設備等の授業時間外使用等による自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていること	・ 自主的学習環境整備状況一覧（別紙様式4-1-6）		
	4-1-6 自主的学習環境整備状況一覧		
[分析項目4-1-7] 研究成果を継続的に生み出すための研究環境が十分に整備され、効果的に利用されていること（より望ましい取組として分析）	・ 研究環境整備状況一覧（別紙様式4-1-7）		
[分析項目4-1-8] 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が、社会からの期待に対応して行う活動（例えば、公開講座・履修、大学図書館の一般市民利用、技術相談、学習機会としての社会貢献活動）に効果的に利用されていること（より望ましい取組として分析）	・ 社会からの期待に対応して行う活動一覧（別紙様式4-1-8）		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
<p>【活動取組4-1-A】</p> <p>○ 本学附属図書館はキャンパスの中央に位置する。平成28年には、学生・教職員のみでなく、地域企業等の学外者も利用でき、またそれぞれの交流の場として活用できるよう、大規模改修を行った。特に1階については「マルチプラザ」として、各種イベントに対応できるコラボレーションエリア（可動式イス・机やプロジェクターを設置）、女性支援エリア（授乳スペース・おむつ替えベッドのある女性専用休憩室や女性専用更衣室兼パウダールーム、男女ともに使用できる畳を使った多機能ルームを設置）、ミーティングルーム（モニターを設置し小人数のグループで利用できる個室を設置）等の環境を整え、利用について案内等を作成し周知している。</p> <p>○ 本学の学生、教職員に常に学術情報及び学修環境を提供できるよう、安全面にも配慮しつつ、24時間開館を実施している（無人開館を含む）。令和5年度学術情報基盤実態調査（大学図書館編）の結果によると授業実施日の平日に24時間開館している大学は国公立全体で4.4%であり、特色ある取組である。</p> <p>○ これらの取組により、学生等の利便性も向上し、令和元年度には図書館の入館者数は改修前の平成28年度の2.9倍、施設貸出件数は6.3倍となっていた。令和2、3年度は新型コロナウイルス感染症の影響によりともに減少したが、令和3年度に利用者に対しアンケートを行い、その中で要望の多かった24時間開館について再開することを決定し、実施したことにより、以後ともに回復傾向にある。令和6年度には入館者数は改修前の平成28年度の1.8倍、施設貸出件数は7.6倍となり、教育研究活動を支える組織として有効に機能している。</p>	4-1-A-01 マルチプラザ案内	公式ウェブサイト	
	4-1-A-02 図書館利用案内		
	4-1-A-03 マルチプラザ利用ガイド		
	4-1-A-04 学術情報基盤実態調査(大学図書館編) 結果報告	P. 37	
	4-1-A-05 図書館入館者数、マルチプラザ利用状況		
	4-1-A-06 図書館施設利用統計		
	2-3-3-01 附属図書館利用者アンケート2021実施報告		再掲
2-3-3-02 附属図書館利用者アンケート2021に係る対応		再掲	
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p> <p>■ 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p> <p>○ 本学附属図書館について、学生・教職員のみでなく地域企業等の学外者も利用でき、またそれぞれの交流の場として活用できるよう大規模改修を行い、24時間開館を実施している（国公立全体で4.4%のみ実施）。</p> <p>○ 新型コロナウイルス感染症の影響により減少していた入館者数及び施設貸出件数について、令和3年度に利用者に対しアンケートを行い、その中で要望の多かった24時間開館について再開したことにより、以後ともに回復傾向にある。利用者の意見を取り入れ改善を行い、教育研究活動を支える組織として有効に機能している。</p>			
【改善を要する事項】			

基準4-2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目4-2-1] 学生の生活、健康、就職等進路に関する相談・助言体制及び各種ハラスメント等に関する相談・助言体制を整備していること	・相談・助言体制等一覧（別紙様式4-2-1）		
	4-2-1 相談・助言体制等一覧		
	・保健（管理）センター、学生相談室、就職支援室等を設置している場合は、その概要や相談・助言体制（相談員、カウンセラーの配置等）が確認できる資料		
	4-2-1-01 学生便覧	P.14～P.23	
	4-2-1-02 ハラスメント相談員		
	・各種ハラスメント等の相談体制や対策方法が確認できる資料（取扱要項等）		
	4-2-1-03 国立大学法人豊橋技術科学大学におけるハラスメントの防止等に関する規程		
	4-2-1-04 豊橋技術科学大学ハラスメントの防止に関するガイドライン		
	・生活支援制度の学生への周知方法（刊行物、プリント、掲示等）が確認できる資料		
	4-2-1-01 学生便覧	P.14～P.23	再掲
	4-2-1-05 相談窓口の案内(大学公式ウェブサイト)	公式ウェブサイト	
	4-2-1-06 学生統括支援センターウェブサイト(学生相談部門)	公式ウェブサイト	
	4-2-1-07 健康支援センターウェブサイト	公式ウェブサイト	
	4-2-1-08 キャリア相談案内チラシ		
4-2-1-09 学生相談案内チラシ			
・生活支援制度の利用実績が確認できる資料			
4-2-1-10 学生相談件数			
[分析項目4-2-2] 学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう、必要な支援を行っていること	・課外活動に係る支援状況一覧（別紙様式4-2-2）		
	4-2-2 課外活動に係る支援状況一覧		
[分析項目4-2-3] 留学生への生活支援等を行う体制を整備し、必要に応じて生活支援等を行っていること	・留学生への生活支援の内容及び実施体制（別紙様式4-2-3）		
	4-2-3 留学生への生活支援の内容及び実施体制		
	・留学生に対する外国語による情報提供（健康相談、生活相談等）を行っている場合は、その資料		
	4-2-3-01 学生課留学生支援係ウェブページ	公式ウェブサイト	
	4-2-3-02 学生統括支援センター学生相談部門ウェブページ(英語版)	公式ウェブサイト	
4-2-3-03 グローバルネットワーク推進センターウェブページ	公式ウェブサイト		
4-2-3-04 外国人留学生ガイドブック			
[分析項目4-2-4] 障害のある学生その他特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を行う体制を整備し、必要に応じて生活支援等を行っていること	・障害のある学生等に対する生活支援の内容及び実施体制（別紙様式4-2-4）		
	4-2-4 障害のある学生等に対する生活支援の内容及び実施体制		
	・障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領等の規定類		
	4-2-4-01 障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領		
	4-2-4-02 障害学生支援体制図		
4-2-4-03 合理的配慮(修学支援)申請手順と実施までの流れ			

[分析項目4-2-5] 学生に対する経済面での援助を行っていること	・ 経済的支援の整備状況、利用実績一覧（別紙様式4-2-5）		
	4-2-5 経済的支援の整備状況、利用実績一覧		
	・ 奨学金制度の整備状況と当該窓口の周知が確認できる資料		
	4-2-1-01 学生便覧	P.73	再掲
	・ 日本学生支援機構奨学金等の利用実績が確認できる資料		
	4-2-5-01 日本学生支援機構等奨学金受給状況		
	・ 大学独自の奨学金制度等を有している場合は、その制度や利用実績が確認できる資料		
	4-2-5-02 優秀学生支援制度(本学公式ウェブサイト)		
	4-2-5-03 優秀学生支援制度実績一覧		
	4-2-5-04 基金規則	第4条	
	4-2-5-05 修学支援事業基金規程		
	4-2-5-06 修学支援事業基金による奨学金(給付型)に係る取扱要領		
	4-2-5-07 豊橋奨学金規則		
	4-2-5-08 豊橋奨学金細則		
	4-2-5-09 学部、博士前期課程に係る優秀学生経済的支援制度に関する規程		
	4-2-5-10 優秀学生支援制度の実施に関する取扱要領		
	4-2-5-11 優秀学生支援制度(学部1年次入学生に対する経済的支援)に関する取扱要領		
	4-2-5-12 優秀学生支援制度(学部3年次編入学生に対する経済的支援)に関する取扱要領		
	・ 入学料、授業料免除等を実施している場合は、その基準や実施状況が確認できる資料		
	4-2-5-13 入学料・授業料免除実施集計		
	1-3-1-01 学則	第60条	再掲
	4-2-5-14 入学料免除及び徴収猶予取扱規程		
	4-2-5-15 入学料免除及び徴収猶予に関する選考基準		
4-2-5-16 授業料等の免除及び徴収猶予取扱規程			
4-2-5-17 授業料免除及び徴収猶予に関する選考基準			
4-2-5-18 経済的困窮学生に対する授業料免除取扱い			
・ 学生寄宿舍を設置している場合は、その利用状況（料金体系を含む。）が確認できる資料			
4-2-5-19 学生宿舎利用状況			
4-2-5-20 学生宿舎・アパート等(大学公式ウェブサイト)	公式ウェブサイト		
1-3-1-01 学則	第58条	再掲	
4-2-5-21 学生宿舎規程			
・ 上記のほか、経済面の援助の利用実績が確認できる資料			
4-2-5-22 その他の奨学金実績一覧			

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域5 学生の受入に関する基準

：「該当なし」

基準5-1 学生受入方針が明確に定められていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目5-1-1】 学生受入方針において、「求める学生像」及び「入学者選抜の基本方針」の双方を明示していること	・学生受入方針が確認できる資料		
	5-1-1-01 アドミッション・ポリシー(受入方針、選抜方針)		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準5-2 学生の受入が適切に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目5-2-1] 学生受入方針に沿って、受入方法を採用しており、実施体制により公正に実施していること	・ 入学者選抜の方法一覧（別紙様式5-2-1）		
	5-2-1 入学者選抜の方法一覧	各募集要項は大学公式ウェブサイトに掲載	
	・ 入試委員会等の実施組織及び入学者選抜の実施体制が確認できる資料		
	5-2-1-01 入学者選抜の流れ図		
	2-1-3-06 入試戦略本部規程		再掲
	3-4-1-10 入学試験委員会規程		再掲
	5-2-1-03 入学者選抜試験実施内規		
	1-3-2-01 教授会規則	第3条第1項第1号、第7条	再掲
	1-3-2-02 代議員会規程	第4条第1項第1号	再掲
	・ 入学者選抜の試験実施に係る実施要項、実施マニュアル等		
	5-2-1-04 第1年次入学者選抜に関する要項 R7		
	5-2-1-05 面接官資料(1年次推薦入試)		
	5-2-1-06 試験(面接)資料(1年次私費外国人留学生入試)		
	5-2-1-07 試験実施資料(1年次一般入試)		
	5-2-1-08 試験実施資料(3年次入試)		
	5-2-1-09 試験実施資料(博士前期課程入試)		
	5-2-1-10 試験実施資料(博士後期課程入学者選抜面接評定表)	質問してはならない事項	
	5-2-1-11 業務資料(3年次入試)		
	・ 面接、実技試験等において評価の公正性を担保する組織的取組の状況を示す資料（面接要領等）		
	5-2-1-05 面接官資料(1年次推薦入試)	P.7 面接質問例 ◎質問禁止事項	再掲
5-2-1-06 試験(面接)資料(1年次私費外国人留学生入試)	P.5 面接質問例 ◎質問禁止事項	再掲	
5-2-1-08 試験実施資料(3年次入試)	P.26 面接質問例 ◎質問禁止事項	再掲	
5-2-1-09 試験実施資料(博士前期課程入試)	P.21 面接質問例 ◎質問禁止事項	再掲	
5-2-1-10 試験実施資料(博士後期課程入学者選抜面接評定表)	質問してはならない事項	再掲	
・ 学士課程については、個別学力検査及び大学入学共通テストにおいて課す教科・科目の変更等が入学志願者の準備に大きな影響を及ぼす場合に2年程度前に予告・公表されたもので直近のもの			
5-2-1-12 令和7年度第1年次入学者選抜について【予告】			

<p>[分析項目5-2-2] 学生受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組を行っており、その結果を入学者選抜の改善に役立てていること</p>	・学生の受入状況を検証する組織、方法が確認できる資料		
	2-1-3-06 入試戦略本部規程		再掲
	3-4-1-10 入学試験委員会規程		再掲
	5-2-2-01 入学者選抜方法研究委員会・入試戦略本部における検証・改善状況一覧		
	・学生の受入状況を検証し、入学者選抜の改善を反映させたことを示す具体的事例等		
	5-2-2-01 入学者選抜方法研究委員会・入試戦略本部における検証・改善状況一覧		再掲
	5-2-2-02 令和3年度第4回入試戦略本部会議議事要旨・資料		
	5-2-2-03 令和3年度第12回教育研究評議会議事要旨・資料(方向性確認)		
	5-2-2-04 令和4年度第22回教育研究評議会議事要旨・資料(GAC募集停止・募集人員変更)		
	5-2-2-05 GAC募集停止に伴う募集人員の変更等		
	5-2-2-06 令和3年度第4回入試戦略本部会議議事要旨		
	5-2-2-07 令和6年度第6回入試戦略本部会議議事要旨・資料		
	5-2-2-08 令和6年度第8回教育研究評議会議事概要・資料		
5-2-2-09 第3年次入学者選抜における入試区分の変更			
5-2-2-10 令和6年度第1回教育研究評議会議事概要・資料			

<p>【特記事項】</p> <p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>【活動取組5-2-1】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本学では、アドミッション・ポリシーに沿った学生を受け入れるため、特に面接を実施する入試においては、面接官にアドミッション・ポリシーを配付のうえ面接を実施している。 ○ 入学選抜については、明確化された職務分掌の下、各系会議から代議員会までの審議の流れを明確化し、公正に実施している。 ○ 入試戦略本部及び入学試験委員会は、本学の学部及び大学院の全ての入学選抜について担当している。 ○ それぞれの入試において試験実施資料、業務資料、面接官資料等を作成し、事故が発生しないためにも分担別のマニュアルを整備している。 ○ なお、根拠資料のうち「面接官資料」を作成しているのは1年次推薦入試のみであり、その他の入試の面接に係るマニュアルはそれぞれの「試験実施資料」に含まれている。また、最も対象者が多い3年次入試についてのみ、「業務資料」を作成するとともに、職員による総務班・警備班・設備班・救急班を組織し実施している。 			
<p>【活動取組5-2-2】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 入学選抜に関する検証・改善等については、学長が指名した理事が本部長及び副学長が副本部長となって構成する入試戦略本部が主体となり、検討・審議し、必要に応じて、教育研究評議会等に附議、情報共有している。 ○ これまでの主な取組として、グローバル技術科学アーキテクト養成コースの発展的解消に伴う1年次・3年次の入試区分の見直し、博士前期課程入学選抜に係る外部試験（英語・日本語）の採用、博士前期課程入学選抜の選考方法の改善（第2次選考の廃止）等を行うとともに大学入学共通テスト試験結果等を含む一般入試志願者成績データを検証し、新学習指導要領に対応した1年次一般選抜における個別学力試験の在り方、アドミッション・ポリシーに沿った多様な学生を受け入れるための検討を行っている。その他、入学アンケート結果の分析、情報共有等も行っている。 			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p>			
<p>【活動取組5-2-2】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本学では、入学に必要な最低減の基礎学力のうち、特に数学及び英語についての基礎学力を身に付ける方策として、学部1年次推薦入試合格者に対し、入学前学習指導を実施している。 ○ さらに当該合格者の入学前教育を強化するため、平成31年度入学生から、数学に係る入学前教育（数学ミックス：数Ⅰ・A+数学Ⅱ・B+数Ⅲ，プレテスト・アフターテストあり）を外部に委託した。アンケートの結果を分析し、令和5年度入学生から、出身校別（工業科と普通科）に学習内容を設定し、より効果的に実施している。 ○ 英語については、当該合格者に学内システムのIDを付与し、インターネットを利用した英語学習プログラムを継続実施している。 ○ 数学に係る入学前教育について、アンケートの結果、当該合格者の評価は非常に高く、プレテスト・アフターテストの結果からもその効果が伺える。自己負担による他科目（物理）も導入している。 ○ また、入学前学習全体においても、アンケートの結果、当該合格者からの評価は非常に高い。（非常に役に立つ・役に立つ、今後も実施した方がよいとの回答が大半をしめる。） 	<p>5-2-2-11 入学前学習手引き</p>		
	<p>5-2-2-12 入学前学習等に係るアンケート結果</p>		
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p> <p>■ 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 入学者に特に数学及び英語についての基礎学力を身に付ける方策として、学部1年次推薦入試合格者に対し、入学前学習指導を実施している。 ○ また、それについて実施したアンケート結果を分析し、出身校（工業科と普通科）別に学習内容を設定し直している。 ○ 英語については、当該合格者に学内システムのIDを付与し、インターネットを利用した英語学習プログラムを継続的に実施している。 ○ 入学前学習指導に対するアンケート結果において当該合格者からの評価が非常に高い（非常に役に立つ・役に立つ、今後も実施した方がよいとの回答が大半をしめる）。 			
<p>【改善を要する事項】</p>			

基準5-3 実入学者数が入学定員に対して適正な数となっていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目5-3-1】 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないこと	・認証評価共通基礎データ様式【大学（専門職大学含む）用】様式2		
	認証評価共通基礎データ様式【大学用】様式2		
	・実入学者数が「入学定員を大幅に超える」、又は「大幅に下回る」状況になっている場合は、その適正化を図る取組が確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

領域6 基準の判断 総括表

豊橋技術科学大学

組織 番号	教育研究上の 基本組織	基準 6-1	基準 6-2	基準 6-3	基準 6-4	基準 6-5	基準 6-6	基準 6-7	基準 6-8	備考
01	工学部	※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり。								国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）
02	工学研究科	※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり。								国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：評価名（評価機関名）

：「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-8-1] 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) ・「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) 6-8-1 (00)標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率		
[分析項目6-8-2] 就職(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学(進学希望者に対する進学者の割合)の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む) 6-8-2 (00)就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況		
【特記事項】			
① 上記の別紙様式について補足がある場合には、当該分析項目の番号を明示した上で400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：評価名（評価機関名）

：「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-8-1] 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) ・「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) 6-8-1 (00)標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率		
[分析項目6-8-2] 就職(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学(進学希望者に対する進学者の割合)の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む) 6-8-2 (00)就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況		
【特記事項】			
① 上記の別紙様式について補足がある場合には、当該分析項目の番号を明示した上で400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			